

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター派遣規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が在籍する職員を、松戸市(以下「市」という。)又は松戸市外郭団体等(以下「市」と併せて「派遣先」という。)に対し、職員研修等の目的により勤務させる場合において、当該職員(以下「派遣職員」という。)の給与等の勤務条件、身分の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣基準)

第2条 職員の派遣は、次に掲げる場合に限り、センターと派遣先が協議の上、実施するものとする。

- (1) 市のセンターに対する教育・指導又はセンター職員の育成の観点で必要な場合
- (2) その他センターが特に派遣を必要と認める場合

(派遣先)

第3条 職員の派遣先については、以下のとおりとする。

- (1) 松戸市
- (2) その他センターが必要と判断した派遣先

(派遣期間)

第4条 職員の派遣期間は、1年以内とする。ただし、センター及び派遣先が協議の上、必要があると認めるときは、その期間を更に1年延長し、もしくはその期間を短縮することができるものとする。

(職員の身分)

第5条 センターは、派遣職員に対して、センター在籍時に有する身分のまま派遣を命じるものとする。

(給与等)

第6条 派遣期間中の賃金は、センターが負担し、直接支給するものとする。

(災害補償)

第7条 派遣職員が派遣先における業務上の理由により災害を受けた場合の災害補償等は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の定めるところによる。

(費用負担)

第8条 派遣職員に係る給与、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、企業年金、福利厚生団体その他の保険料及び掛金等の事業主負担金に相当する額は、センターが負担するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。